

## 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業について

1. 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金（以下、「県補助金制度」という）の申請状況
  - 平成 25 年度 第 1 次募集（7 月 25 日から 8 月 30 日）、申請件数 0 件
  - 平成 25 年度 第 2 次募集（10 月 1 日から 11 月 15 日）、申請件数 1 件（後日、取下げ）
  - \* 年度内に工事完了することを前提とするため、第 3 次募集は実施しなかった。
  - 平成 26 年度 第 1 次募集（7～8 月頃）予定

### 2. 県補助金制度が活用されない理由として考えられる事項

（1）太陽光発電設備には蓄電池が必須という条件が負担になっている。

- ・ 現状、蓄電池が高価であり、総事業費の 1/3\*の補助率で上限額 **8,500 千円**では、蓄電池分が相殺される程度。そのため県補助金制度を活用せずに太陽光発電のみを設置した方が固定価格で売電ができ、金銭的に有利。
- ・ 蓄電池の耐用年数（約 8～10 年）が太陽光発電設備（約 20 年）に比べ短いことから更新費が必要。
- ・ 災害時（夜間）の利用を考えた場合、天候に左右される蓄電池よりも、自家発電設備を整備する方が応用が利くと考えておられることが多く、蓄電池の必要性（重要性）はあまり認識されていない。
- \* 国（環境省）が示している条件（補助率）のため県の判断で変更することはできない。

（2）固定価格買取制度が活用できない。

- ・ 自治会館等は災害時には避難所となり電力を必要とするが、平常時には自家電力消費が少なく、県補助金制度では余剰電力を固定価格で売電できない\*ため、県補助金制度を活用せずに太陽光発電のみを設置した方が固定価格で売電ができ、金銭的に有利となる。
- \* 国（環境省）の示している条件のため県の判断で変更することはできない。

（3）県補助金制度より条件が良い補助金制度が国（資源エネルギー庁）で開始（平成 25 年度）された。

平成 25 年度、当課は、平常時にも自家消費電力が大きく、余剰電力がほとんどでない（売電の必要のない）社会福祉施設や私立学校等を県補助金制度のターゲットとしていたが、『設備を導入する場合には県の補助金制度ではなく国（資源エネルギー庁）の補助金制度（以下、「国補助金制度」という）を検討する』と回答をいただいている（社会福祉法人 2 施設）。

### <国補助金制度概要>

（名 称）平成 25 年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金  
（地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業）

（補助対象）

- ・ 地方公共団体、第三セクター
- ・ 非営利民間団体（社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人など）
- ・ 民間事業者（防災拠点用蓄電池提供枠；防災拠点に電力供給を行う事業者）

（補助率） **1/2** 上限額 4 千万円（蓄電池設置の場合 6 千万円）

（その他、県補助金制度よりも有利と考えられる点）

- ・ 太陽光発電設備のみの設置も補助対象
- ・ 複数年度事業（2 か年度）も可能
- ・ 自らの施設が防災拠点や避難所に指定されていなくても災害時に防災拠点等に電力供給する場合には補助対象となり得る。

### 3. 平成 26 年度事業について

- ・ 補助金交付の際、環境省に申請した条件であるため、民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業は県の判断のみで廃止することはできない。
- ・ 国補助金制度は比較的大規模な施設（太陽光発電の場合 10kw 以上）を想定しているため、中小規模の民間施設（例えば災害時に日用品の供給拠点等となる物流倉庫など）をターゲットにする。
- ・ しかし、上記のとおり県補助金制度は活用されることがかなり難しいと考えられるため（他県も同様に苦戦している）、環境省に制度の改善（補助率の向上、蓄電池が必須という条件の緩和）を要望していく。また、このままでは未執行が見込まれる民間施設分の基金事業費について、既に事業費の枠がなくなった公共施設分に振り替えできるよう併せて要望していく。